

電子帳票情報管理クラウドサービス
「Documentor（ドキュメンター）」サービス利用規約

第1章 総則

第1条（本規約の適用）

1. 株式会社ジェイ・ファクトリー（以下「当社」という。）は、当社が実施、運営する電子帳票情報管理クラウドサービス「Documentor（ドキュメンター）」（以下「本サービス」という。）を、このサービス利用規約（以下「本規約」という。）に基づき、契約者に提供します。
2. 契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、契約者等の一般の利益に適合する場合、又は本規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的に必要かつ相当と判断した場合には、本規約を任意に変更することができるものとします。この場合、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
2. 当社が前項の変更を行う場合には、変更後の新利用規約の内容を本サービスの紹介サイトへの通知掲載、その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から、変更後の新利用規約が適用されるものとします。

第3条（定義）

1. 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。
 - (1) 「利用契約」とは、本規約に基づき本サービスを利用するための契約のことをいいます。
 - (2) 「利用契約等」とは、本規約及び利用契約のことをいいます。
 - (3) 「サービス仕様書」とは、本サービス内容の詳細について取り決めた仕様書のことをいいます。
 - (4) 「契約者」とは、当社と利用契約を締結した方のことをいいます。
 - (5) 「認定利用者」とは、契約者の登録により、契約者が本サービスの利用を可能とした方のことをいいます。
 - (6) 「契約者等」とは、契約者及び認定利用者のことをいいます。

- (7) 「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアのことをいいます。
- (8) 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアのことをいいます。
- (9) 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線のことをいいます。
- (10) 「本申込」とは、本サービスを利用しようとする者が行う本サービスの利用申込手続きのことをいいます。
- (11) 「契約者専用サイト」とは、契約者が本サービスを利用するために当社が設置する、契約者のみがアクセス権限を有する WEB サイトのことをいいます。

第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスとは、電子帳票情報をクラウド上で一元管理する WEB サービスをいい、その内容の詳細（情報の入力、登録、閲覧および第 15 条に定める利用プランの変更対応等についても含みます。）は、当社から別途提示するサービス仕様書によるものとします。

第2章 契約等

第5条（利用契約の成立等）

1. 本サービスを利用しようとする者は、当社所定の利用申込書に必要事項を記載したもの（総称して以下「利用申込書等」という。）を、当社に提出して、本サービスの利用の申込を行うものとします。なお、本サービスを利用しようとする者は本規約の内容を承諾のうえかかる申込を行うものとし、本サービスを利用しようとする者が申込を行った時点で、当社は、当該本サービスを利用しようとする者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約は、当社が利用申込書等を受領した後、本サービスを利用しようとする者への利用登録の完了の通知をもって成立するものとします。
3. 契約者は、利用契約の内容の変更を希望するときは、当社所定の変更申込書により変更の申込を行うものとします。
4. 前項に基づく利用契約の内容の変更に伴う利用契約変更の成立（以下「利用変更契約」という。）については、本条第 1 項及び第 2 項を準用するものとします。利用契約の内容が変更された場合には、当社は、成立した利用変更契約の内容に合わせて本サービス料金の請求金額を変更できるものとします。

5. 利用契約及び利用変更契約の対象となる利用プランに関しては、第 15 条の定めも併せて適用されるものとします。
6. 当社は、前 5 項その他本規約の規定にかかわらず、本サービスを利用しようとする者又は契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことがあります。
 - (1) 本サービス及び当社が提供する他のサービスに関する金銭債務の不履行、その他本規約に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 当社に提出する利用申込書等又は変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) 本サービスの提供が、技術上困難なとき
 - (5) その他当社が不相当と判断したとき

第 6 条（認定利用者による利用）

1. 契約者は、当社所定の方法により認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。
2. 認定利用者が利用した部分について、その利用料は契約者からの本サービスの料金及びその消費税相当額に含まれるものとします。

第 7 条（権利及び義務の譲渡）

1. 契約者は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、利用契約により生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は引き受けさせてはなりません。

第 3 章 権利の帰属

第 8 条（知的財産権）

1. 本サービスに関する著作権、商標権、意匠権、特許権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）は、当社又は当社が定める者に帰属するものとし、契約者は知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
2. 利用契約等は、別段の定めのある場合を除き、知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、契約者に許諾するものではありません。

第4章 提供条件等

第9条（本サービス提供の一時的な中止・中断等）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止することができるものとします。
 - (1) 契約者が料金その他支払債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
 - (2) 本サービス設備等の保守上、セキュリティ対策上、又は工事上やむを得ないと当社が判断した場合。
 - (3) 電気通信事業者の都合により本サービス用電気通信回線が使用不能な場合。
 - (4) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分、その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合。
 - (5) 本サービス設備等に対し、契約者等及び第三者の故意（当該故意に起因するものを含む）あるいは過失により当該機能を破壊したと当社が判断した場合、又は、当該機能に支障をきたす行為を行ったと当社が判断した場合。
 - (6) 本サービスに係わるシステムがコンピュータウイルス、不正アクセス又はネットワークの障害等により、本サービスの提供が困難と当社が判断した場合。
 - (7) 天災地変等の不可抗力により本サービスの実施ができなくなったと当社が判断した場合。運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合。
 - (8) その他やむを得ない事由により本サービスの実施が困難となったと当社が判断した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時的に中止する場合には、事前に当社の所定の方法により契約者等に通知するものとします。ただし、緊急を要する場合又はやむを得ない場合は、事後に通知することができるものとします。
3. 当社は、第1項に定めるほか、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

第10条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了1か月前までに契約者から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第11条（最低利用期間）

1. 本サービスの最低利用期間は、利用契約に基づいて本サービスの利用を開始した日から2年間とします。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内又は利用契約に定める本サービスの利用期間の開始日前に利用契約の解除等があった場合は、残余の期間（最大 2 年間）が 1 年以上の場合は導入費用の満額に相当する金額、1 年未満の場合は導入費用の半額に相当する金額に消費税及び地方消費税相当を加算した額を、当社の定める期日までに一括して支払うものとし、
3. 前項の規定は、次条に該当し本サービスの提供を終了する場合には、適用しないものとします。

第 12 条（本サービス提供の終了）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了予定日の 3 か月前までに契約者に通知することにより本サービスの提供を終了することができるものとし、当該終了日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、これにより契約者が不利益を被ったといえども、当社はその責任を負うものではありません。
 - (1) 本サービスの提供が技術上又は運用上困難と当社が判断した場合
 - (2) 本サービスの利用者の数が相当数見込まれないと当社が判断した場合

第 5 章 料金

第 13 条（本サービスの料金及び料金の支払方法）

1. 契約者が本サービスの対価として当社に支払う料金（以下「料金」という。）及びその支払方法は、利用契約において定めるものとします。
2. 料金の計算期間は、契約者と当社の間で別途定める場合を除き、毎月 1 日から当月末日まで（月額）とします。料金の支払期日は、本サービスを利用した月の次月の当社規定日までとします。

第 14 条（一時的な中止・中断における料金返還）

1. 第 9 条に基づく利用の一時的な中止・中断により本サービスを利用することができなくなった状態が生じたときの料金の支払いについて、契約者は、原則その利用することができなかった期間中の料金を支払うものとします。ただし、次表の左欄に該当する場合には、次表の右欄に定める料金について、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を契約者に対して返還するものとします。

返還を要する場合	返還を要する料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ	当該全く利用のできない状態が生じた時刻以後の利用できなかった時間に対応す

<p>た場合に、当該全く利用のできない状態が生じた時刻から起算して、72 時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>るその本サービスについての料金。 なお、当該時間は 1 日を単位として計算するものとし、時/分/秒は切り上げて計算するものとする。</p>
---	---

第 15 条 (利用プランの変更)

1. 本サービスの利用プラン（以下「利用プラン」という。）の内容、料金その他の詳細については、当社が別途定めるものとします。
2. 利用プランの変更手続きについては、第 5 条第 3 項及び第 4 項の定めに従うものとします。
3. 当社は、変更申込書が当社に到達した日の翌日から起算して 3 日後に、自動的に契者からの変更申込書の内容を承諾するものとします。なお、契約者は、承諾されるまでの期間であれば変更手続きをキャンセルすることができるものとします。
4. 利用プランの変更は、容量の拡張のみができるものとし、容量を削減することはできないものとします。
5. 当社は、利用プランの変更申込書の承諾を毎月 10 日（当社の休業日の場合はその前営業日。以下「基準日」という。）で締め切るものとします。基準日までに変更申込書を当社が承諾した場合には、翌月分の料金（第 13 条第 2 項の定めに従い利用月の次月の当社規定日までに当社に支払う料金）から利用プラン変更後の料金が適用されます。なお、基準日以降に変更申込書を当社が承諾した場合には、翌々月分の料金から利用プラン変更後の料金が適用されるものとし、かつ利用プラン変更後の翌月分の料金のうち未受領の分（利用プラン変更前と変更後の差額）が加算されるものとします。

第 6 章 契約者の義務

第 16 条 (ID 及びパスワードの管理等)

1. 契約者は、本サービスを利用する際に必要となる、ユーザー ID 及びこれに対応するパスワード（仮パスワード、正式パスワードその他ユーザー ID との組み合わせにより認証を行うに足る記号を含み、以下同じ。また、ユーザー ID とあわせて「ID 及びパスワード」という。）等に関し、別途当社が定める手続きに従い取得するものとします。契約者は、契約者が登録した ID 及びパスワードのうち、認定利用者の ID 及びパスワードを認定利用者に対して自己の責任において配布提供するものとします。ID 及びパスワードの管理（契約者から認定利用者に対する認定利用者の ID 及びパスワードの配布提供を含みます。）及び使用は契約者の責任で行うものとし、当社は、契約者等の ID 及

びパスワードが他者に使用されたことによって契約者等が被る損害について契約者等の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、契約者等の ID 及びパスワードにより行われた本サービスの利用は、契約者等により行われたとみなし、契約者はその利用についての料金その他一切の債務を負うものとします。

2. 契約者は、ID 及びパスワードを第三者へ開示してはならないものとします。また、契約者は、譲渡、貸与、売買等名目の如何を問わず、当社が事前に承諾した場合を除き、ID 及びパスワードを第三者（認定利用者を除く）に使用させて当社の本サービス用設備にアクセスさせてはならないものとします。

第 17 条（契約者の負担・義務等）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたって、自己の費用と責任により契約者設備を構築し、本サービスを利用可能な状態を維持するものとします。
2. 本サービス用設備と契約者設備との接続のための通信費用、その他本サービスに関して契約者に発生する一切の費用は、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、自己の責任において本サービスを利用するものとします。
4. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。
5. 契約者は、本サービスにおいて情報の入力にあたっては細心の注意を払い、当社の定める手続及び当社から別途提示するサービス仕様書に沿って作業を行わなければならないものとします。また、契約者は認定利用者に対して、利用契約等、サービス仕様書及び当社の指定する事項（本サービスにおける認定利用者向けの機能説明等を含みます。）について事前に自己の責任において説明をしなければならないものとします。
6. 契約者は、自己の費用と責任において本サービスを認定利用者に利用させるものとし、本サービスに関して、当社もしくは契約者と認定利用者もしくは第三者との間、又は、認定利用者と第三者との間で、クレーム、紛争等の問題が発生し、又はそのおそれがあるときは、契約者の責任と費用においてそれを解決するものとします。

第 18 条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。当該行為により当社又は第三者に損害が生じたときには、当社は、契約者にその損害の賠償を請求することができるものとし、契約者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (2) 契約者以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
 - (4) 個人情報の保護に関する法律における要配慮個人情報を本サービス上に書き込む行

為

- (5) 当社又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (6) 当社又は第三者を誹謗し、中傷し又は名誉を傷つけるような行為
 - (7) 当社又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - (8) 本人の同意を得ることなく個人情報を収集する行為
 - (9) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - (10) 公序良俗に反する内容の情報、文書、図形等を他人に公開する行為
 - (11) 本サービスの利用目的を逸脱した行為
 - (12) 第三者に本サービスを利用させる行為
 - (13) その他法令に違反する行為
 - (14) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為
 - (15) その他当社が不適切と判断した行為
2. 当社は、前項各号に該当する行為を行っているとは判断した場合、その他本サービスの運営上不適当な行為を行っているとは判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

第 19 条（認定利用者の遵守事項等）

1. 本規約の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者によつてこれらの事項を遵守させるものとします。
 - (1) 認定利用者は、利用契約等及びサービス仕様書の内容を承諾したうえで、利用契約等及びサービス仕様書により契約者が負うのと同様の義務を遵守すること。ただし、利用契約等及びサービス仕様書のうち、料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく機密情報を開示することができること、また、当社は第 25 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる機密情報を開示することができること。ただし、当該機密情報に関して、当社は 本規約に定める機密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。

第 20 条（認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

1. 本規約の定めに基づき、当社が認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が前条第 1 項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやか

に当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した日から 30 日間経過後も当該違反を是正しない場合、当社は次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること。
 - (2) 当社と契約者間の利用契約の全部もしくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること。

第 21 条（本規約の定めを遵守していることを確認するための監査）

1. 当社は、契約者が本規約の定めを遵守していることを確認することを要求できるものとし、契約者はすみやかにこれに応じるものとします。

第 7 章 機密保持

第 22 条（個人情報）

1. 本サービスは、帳票情報をクラウド上で一元管理する WEB サービスであり、利用契約の成立に伴い当社が保有する場合を除き、当社自身が自ら本サービス上で管理される個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定めるものをいう。ただし、「要配慮個人情報」は含まないものとする。以下、同じ。）に触れ又はこれを取り扱うことはありません。
2. 当社は、前項に規定する範囲内において、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩を予防するため、個人情報に関連する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守し、合理的な安全対策及び是正処置を行います。

第 8 章 責任の範囲

第 23 条（責任の範囲）

1. 当社は、本サービス（契約者等による入力過程の人為的ミス、法令の改正による対応の限界、法令・通達等の解釈における見解の相違等の内容を含む。）の完全性、正確性、適法性、確実性、有効性及び継続的な提供（中止・中断等を含む）を保証するものではありません。
2. 本サービスは、帳票ファイルと取引情報（取引日・取引先・取引金額など）を一元管理するものであることから、帳票自体に何らの変更修正を加えるものではなく、また所得

税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例等の内容に関する取り扱いを行うものでもございません。

3. 当社は、本サービスにおいて随時バックアップを行うものではなく、本サービスにおいて登録、提供される情報・データの保管復旧等に関して、その完全性、正確性及び確実性を保証するものではございません。
4. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は利用契約等に違反したことが直接の原因で現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は契約者が当社に過去1年間に支払い済みの本サービスの料金の額を超えないものとします。なお、当社は、当社の責に帰することができない事由が生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。
5. 天災地変、暴動、内乱その他不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。

第9章 その他

第24条（契約者からの解除）

1. 契約者が利用契約を解除しようとするときは、解除希望月20日の1か月前までに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社の定める方法に基づきこれを支払うものとします。また、解除希望月20日が最低利用期間内の場合は、第11条（最低利用期間）に定める額を当社の定める方法に基づき支払うものとします。

第25条（再委託）

1. 当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を再委託することができるものとします。ただし、当社は、再委託先に対して利用契約等に基づいて当社が負うものと同等の義務を課すものとします。

第26条（契約終了時の対応）

1. 契約者は、利用契約が終了した場合は、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたすべての資料又はその複製物等を、当社の指示に従い、自らの責任及び費用負担により直ちに当社に返却又は消去もしくは破棄するものとします。

2. 本サービスの提供開始前に利用契約が終了した場合は、契約者は当社が本サービスを提供するために要した費用であって、別途当社が別に定める方法により計算した金額を支払うものとします。
3. 当社は、利用契約が終了した場合は、本サービスにおいて登録、提供される情報・データ等を削除するものとします。なお、当社は、当該情報・データ等の復旧は行いません。また、当社は、本項に基づくデータ削除等により契約者に損害または不利益が生じた場合においても、一切の責任を負わないものとします。

第 27 条（反社会的勢力との関係排除）

1. 当社及び契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと。また反社会的勢力でなかったこと。
 - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
2. 契約者は、本条に基づき利用契約が解除された場合又は第 1 項各号の一に該当する事由が生じた場合には、当該時点において利用契約に基づき負担する当社に対する一切の債務（解除日が最低利用期間内の場合、第 11 条（最低利用期間）に定める債務も含み、これに限られない。）につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第 28 条（疑義解釈）

1. 契約者及び当社は、利用契約等及びサービス仕様書に定めのない事項その他利用契約等の条項に関し疑義を生じたときは、別途協議のうえ決定するものとします。

第 29 条（分離可能性）

1. 利用契約等又はサービス仕様書のいずれかの規定が執行不能であると判断された場合、残りの規定は可能な限り完全に執行されることとし、執行不能の規定は、利用契約等又はサービス仕様書に記載された意図に最も近い態様での執行を可能にするのに必要な、限定された範囲で修正されたものとみなすものとします。

第 30 条（準拠法及び合意管轄）

1. 利用契約等の成立並びに効力その他本サービスに係る一切の事項について、日本法が適用されるものとします。

2. 利用契約等及び本サービスに関して契約者と当社の間で生じた一切の紛争については、当社の所在地を所轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は 2022 年 1 月 1 日から実施するものとします。